

profile

滋賀県議会議員 塚本茂樹

2009年11月～2015年3月 湖南市議会議員
2015年 4月～ 滋賀県議会議員

塚本茂樹事務所

〒520-3234 滋賀県湖南市中央5丁目59
TEL.0748-76-4870 FAX.0748-76-4871
E-mail : info@tsukamoto-shigeki.net

塚本茂樹

検索

web:www.tsukamoto-shigeki.net

自然災害多発時代

今夏は、地震、竜巻、豪雨、台風と自然の猛威は容赦なく私たちの大切なものを奪いました。お亡くなりになられました方々にご冥福を申し上げ、被害に遭われた皆様、今なお、避難生活を余儀なくされておられます皆様に、お見舞い申し上げますとともに、一日も早く穏やかな以前の生活を取り戻されますことをお祈り申し上げます。

倉敷市真備地区での、堤防決壊により命を落とした皆さまのことを思うとき、何としても「河川内の整備」にプラスして、住民が暮らす「流域管理」を本格的に進めていく必要を一層感じております。地球温暖化の影響による水害多発時代において人びとが歴史的に積み上げてきた自然観に根差した命を守る仕組みを学び直し、現代に活かしながら未来世代の命の安全・安心を見据えた水害対策が重要であると改めて感じました。

チームしが 県議団 7月定例会議 一般質問



▲答弁に立つ三日月大造知事



滋賀の流域治水の実践について

○倉敷市真備町地区で起きた浸水被害について、支流の小田川が本流の高梁川に合流する際に水がせき止められる形となる「バックウォーター現象」が起き、水位が上昇した小田川の堤防が決壊した可能性があるとされており。



小田川破堤箇所(2018年7月11日草島進一氏提供)



倉敷市真備地区浸水被害状況

Q これまでの本県におけるバックウォーター対策の具体的な取組について

A **知事** 本県では、合流地点の本川水位を低下させるハード対策として、日野川などの河川改修や、浚渫・伐採による河川の流下能力を向上させる取組を実施しています。また、支川においても、水位上昇による決壊が予想される堤防の強化に取り組んでいます。併せて、ソフト対策で

は、「しがの流域治水」としての「地先の安全度マップ」による浸水リスクの周知・共有や、地域の特性に応じた避難計画の策定などの「そなえる」対策と、適正な土地利用や安全な住まい方への転換を図る「とどめる」対策を進めているところでございます。

○平成30年7月豪雨での甚大な被害の中、住民の結束力と防災のノウハウの共有化で一人の犠牲者も出なかった地域があります。愛媛県大洲市三善地区です。三善地区自主防災組織は、「わたしの避難場所」と「わたしの情報」の2枚のカードを作成し、災害に備えて、カードの重要性を住民に説明するなどの取り組みを日頃から行ない、一人の犠牲者も出さずに済んだとのこと。本県の流域治水で言う、4つの対策の中の、水害に「そなえる」対策、流域治水の肝でもある、しっかりと地域の水害リスクを知ること、そして、洪水が怒った時にどうするかを、みんなで考えることが、三善地区では実践できていたこととなります。

Q 愛媛県大洲市三善地区の「災害・避難カード」モデル事業のような取組をしているのか。

A **知事** まさに本県においても、水害・土砂災害のリスク情報を共有し、住民自らが避難行動を起こすための取組を進めてきたところでございます。今ご紹介いただきました内閣府の「災害避難カード」モデル事業を参考にした「我が家の避難カード」の作成を、例えば甲賀市黄瀬地区など、浸水リスクの高い地区を中心に取り組みを進めているところでございます。地域住民の方々が、避難行動に必要な避難場所等の情報や、避難生活に必要な個人の情報を記載した「カード」を活用することで、適切な避難行動につながると認識しており、継続的な運用が図られるよう、取り組んでまいりたいと存じます。

Q 流域治水推進条例第13条に基づく浸水警戒区域の指定について

A **知事** 地先の安全度マップにより、2000年確率で浸水深が3m以上となる、浸水リスクの高い地区、約50地区を対象に「そなえる」対策とともに、浸水警戒区域の指定に向けた取組を進めていくこととしています。平成29年度末現在で、34地区で取組を行っておりますが、このうち、米原市村居田地区を平成29年6月に指定いたしましたほか、今ご紹介いただきました甲賀市黄瀬地区におきましては、浸水警戒区域案の縦覧等、指定に向けた手続を予定しているところでございます。このほか、10地区で浸水警戒区域の案を作成し、一部の地区で、区域案を住民の皆様に説明したところでございます。引き続き、地域住民の合意形成を図りながら、区域指定を進めていきたいと存じます。

Q 県内各市町の災害ごみ仮置場の選定状況およびそれに対する県の今後の対応について

A **知事** 県内における仮置場候補地の選定状況は、現在、8つの市町で96箇所、約114ヘクタールとなっております。今回の平成30年7月豪雨による甚大な被害の状況をまのあたりにいたしまして、災害からの早期復旧・復興には、災害廃棄物の早期処理のための仮置場候補地の選定は大変重要であると改めて認識したところで。このため、県といたしましては、選定を行った市町の先進事例の共有化や、市町の要望を踏まえて県有地等に係る調整を行うなど、市町の選定が進むよう支援を行ってまいりたいと存じます。併せまして、県内市町の災害廃棄物処理計画の策定についても、モデル計画の提供、研修会や机上訓練の開催、各種関係情報の提供などを通じて支援を行ってまいりたいと存じます。

Q 各自治体が発令する「避難指示」「避難勧告」について、受け手の側に立った情報提供が必要であると考えますが、その発令基準について伺う。

A **知事** 避難勧告等の発令は、災害対策基本法に基づき市町村長が行うものですが、その運用は、国が定めた「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき行われております。

このガイドラインでは、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、それまでの「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更され、また、避難勧告と避難指示の差異・違いが明確となるように、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更されたところでございます。

また、避難勧告等を受け取る立場に立った情報提供が重要でありますことから、避難勧告等を発令する際には、とるべき避難行動が分かるように伝達することとされました。

例えば、避難勧告の際には、「速やかに避難を開始して下さい。」、今先ほど紹介しました避難指示(緊急)の際には、「未だに避難していない人は、緊急に避難してください。｣などと呼びかけることとしております。

情報を受ける側により分かり易く情報を伝えることは、自らの命を守る「自助」の取り組みを進めるうえで、たいへん重要でございます。

今後は、このガイドラインの趣旨を改めて周知・徹底するとともに、住民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、適切な避難行動をとることができるよう自主防災組織の充実や防災意識の普及、避難訓練等の充実・強化に市町と連携して取り組んで参りたいと存じます。

倉敷市真備地区にボランティアに行ってきました

7月
16日



▲被災者宅被害状況(屋根に引っかかったドラム缶)



道路脇に山積みになった災害ごみ▲▲
(自衛隊による持ち出し状況)



▲被災者宅の状況
(家財道具の持ち出し風景)



災害ごみ集積場状況▶



▲全国各地から集まったボランティア

